平成28年第4回大仙市議会定例会

追加提出議案総括表

NO.	議案番号	件名
1	議案 第 213 号	大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について

○ 議案第213号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- ※ 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)が平成28年12 月2日に公布されたことに伴い、関係条例において所要の改正を行うものであります。
- 1 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 【第1条の規定】
 - ① 介護を行う職員の時間外勤務の制限の見直し(第9条関係) (改正前) 請求に基づき月24時間かつ年150時間までの範囲で制限 (改正後) 上記の制限に加え、免除することができることとした。
 - ② 育児を行う職員の時間外勤務時間の制限対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子など一定の者を加えることとした。(第9条関係)
 - ③ 介護休暇の取得方法の見直し(第18条関係) (改正前) 連続する6月を越えない期間内(1年まで延長可) (改正後) 通算して6月を超えない期間内(3回まで分割可。加えて通算6月の延長可)
 - ④ 介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする介護時間を設けることとした。(第18条の2関係)
 - ⑤ 所要の文言整理等(第12条、第13条、第15条及び第19条関係)
- 2 大仙市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、介護時間の創設に係る規定 の整理を行うこととした。(第18条関係) 【第2条の規定】
- 3 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 【第3条の規定】
 - ① 育児休業の対象となる職員の子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子など一定の者を加えることとした。(第2条の2関係)
 - ② 育児休業の対象となる職員の子の範囲が見直されたことに伴う規定の整理 (第2条の3及び第10条関係)
 - ③ 介護時間の創設に伴う規定の整理(第20条関係)
- 4 施行期日 平成29年1月1日
- 5 介護休業の制度改正に伴う所要の経過措置(附則第2条関係)